

## 事前評価調書

I 事業概要						
所管課	森林管理課		事業実施課	北部農林水産振興センター森林整備保全課		
事業名	予防治山事業			予定工期	平成29年度	
地区名	渡久地	市町村名	本部町	事業主体	沖縄県	
事業費	29,000 千円		補助率等	国90%、県10%		
整備数量	土工 100㎡、山腹基礎工 376㎡、山腹緑化工 263㎡					
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備			
	具体項目	(2)	自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備			
	具体施策	イ	森林の保全			
個別整備計画等の内容	うまんちゅの森づくり(沖縄県森林・林業アクションプラン) 第3章3-(1)多様で健全な森林の保全、第5章(1)-④-ア					
事業概要	本事業は、飲食店背後の斜面が雨により崩壊し、今後も拡大の恐れが高いことから、山腹基礎工により崩壊を抑止し、山腹緑化工により早期に植生の回復を図るものである。					
II 評価						
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	当該現場は、周辺に飲食店、県道等があり、山腹崩壊が拡大した場合、人命・財産に被害を及ぼす可能性が高い。現場周辺は、過去にも崩壊が発生し、治山事業による対策が行われてきた。				
	(2) 効果	本事業により、保安林の土砂崩壊防備機能の維持強化が図られ、山地災害から店舗・道路等を保全することができる。				
	(3) 地元の要望及び調整状況	本部町および渡久地地区から要請がある。				
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。			
		【理由】 本事業により、保安林の土砂崩壊防備機能が維持強化され、山地災害から店舗・道路等を保全することができる。また、地元から復旧についての要請書も提出されている。				
②事業の費用対効果等	費用対効果(1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要		
		山地災害防止便益	60,268	治山事業を実施しない場合の山腹崩壊、土石流、地すべり等による災害発生による想定被害額を算定し評価する。		
		合計	60,268	基準年: H28	評価期間: 50年	
		総便益B	60,268	B/C	2.16	計算式 60,268/27,884=2.16
	総費用C	27,884				
(2) 費用対効果未記載の理由						
	判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。			
			【理由】 費用対効果結果から当該事業実施は妥当である。			

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> <td>H32</td> <td>H33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総事業費(千円)</td> <td colspan="4">29,000 千円</td> </tr> </table>						H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	調査・設計	←→				工事	←→																	総事業費(千円)	29,000 千円			
		H29	H30	H31	H32	H33																																			
	工種区分	調査・設計	←→																																						
工事		←→																																							
	総事業費(千円)	29,000 千円																																							
(2) 関係機関等との調整状況	本部町および渡久地地区から要請がある。 事業区域のうち、一部の保安林未指定地については、地権者から保安林指定および事業実施の同意が得られる見込みである。																																								
判定	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【理由】 事業の実施に必要な調整を地元の協力を得て進めている。</td> </tr> </table>					A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。	【理由】 事業の実施に必要な調整を地元の協力を得て進めている。																																	
A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																								
【理由】 事業の実施に必要な調整を地元の協力を得て進めている。																																									
④自然環境への配慮等(加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	植生基材吹付工により、早期に緑化を図り土砂流出を防止する。																																							
	(2) 多面的機能の維持等	森林は、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源かん養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産機能等多面的機能を有しているため、その維持が図れる。																																							
	(3) 防災・減災効果等	森林の持つ土砂崩壊防備機能が強化されるため、防災減災効果を発揮できる。																																							
	(4) 第三者の意見聴取	外部意見の聴取制度なし。																																							
	(5) コスト縮減の取組	なし。従来工法により施工する。																																							
	(6) 事業内容の先導性	事業内容はモデル的要素を含まない。また、他施策への関連がない。 本事業は、従来工法により実施する。																																							
Ⅲ 評価結果																																									
評価結果	判定	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。</td> </tr> </table>				A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。	【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。																																	
		A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。																																						
【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。																																									

## 事前評価調書

I 事業概要					
所管課	森林管理課		事業実施課	八重山農林水産振興センター農林水産整備課	
事業名	保安林緊急改良事業			予定工期	平成29年度
地区名	白保	市町村名	石垣市	事業主体	沖縄県
事業費	16,000 千円		補助率等	国 50%、県 50%	
整備数量	植栽工0.06ha、防風工232m、鋼製防風工撤去202m				
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備		
	具体項目	(2)	自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備		
	具体施策	イ	森林の保全		
個別整備計画等の内容	うまんちゅの森づくり(沖縄県森林・林業アクションプラン) 第3章 3-(1)多様で健全な森林の保全、第5章 (1)-⑤-A				
事業概要	本事業箇所は、平成7年度に海岸防災林造成工事において植栽工と鋼製防風柵の設置を実施している。しかし、通年の台風や季節風により防風ネットの劣化が著しく、林帯の植生も衰退しギンネム等が侵入している。また、長年の潮風害や飛砂等で鋼製防風柵も腐食し倒壊等の危険性がある。本事業により、植栽工及び木製パネル防風柵工により改良を行い、保安林の防潮、防風機能の回復を図る。				
II 評価					
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	当該地区は平成7年度に海岸防災林造成工事を実施しているが、連年の台風・季節風等による潮風害の影響を受け林帯は疎林化、枯損しており、現況はギンネム等の外来樹種が侵入し優占していることから、潮風害の防止機能は十分に発揮できていない。 林帯の背後には、畑(キビ)、人家、道路など重要な保全対象が隣接していることから、事業の必要性は非常に高いと判断される。			
	(2) 効果	本事業の実施により、潮風害等から保安林背後の畑(キビ)、道路、人家等が保全され、地域住民の安全・安心な居住環境の形成が図られる。			
	(3) 地元の要望及び調整状況	本事業地は潮害防備保安林に指定されている。 白保地区に対し事業概要を説明し、理解を得ている。			
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】 本事業により、保安林の防風、防潮機能の機能回復を図り、背後の畑、道路、人家等が保全される。また、地元の受入体制も整っている。		
②事業の費用対効果等	費用対効果(1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要	
		風害軽減便益	31,561	風向きに対して直角方向に分布する森林が風害を抑制すると考えられることからその延長分の防風ネットを建設する場合の建設費に代替させて評価する。	
		合計	31,561	基準年:H28 評価期間:100年	
		総便益B	35,054	B/C	1.79
	総費用C	19,570			
(2) 費用対効果未記載の理由	-				
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 費用対効果結果から当該事業実施は妥当である。			

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>工事</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">16,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	工事	←→																							総事業費(千円)		16,000 千円				
			H29	H30	H31	H32	H33																																						
	工種区分	工事	←→																																										
総事業費(千円)		16,000 千円																																											
(2) 関係機関等との調整状況	事業の実施について土地所有者である石垣市と調整が済んでいる。																																												
判定	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【理由】 地元への事業説明や土地所有者の同意を得る等、事業実行に必要な調整が済んでいる。</td> </tr> </table>					A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。	【理由】 地元への事業説明や土地所有者の同意を得る等、事業実行に必要な調整が済んでいる。																																					
A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																												
【理由】 地元への事業説明や土地所有者の同意を得る等、事業実行に必要な調整が済んでいる。																																													
④自然環境への配慮等 (加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	周辺植生を調査し、植栽樹種を選定している。 防風工には、循環資源である県産材を活用する。																																											
	(2) 多面的機能の維持等	森林は、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源かん養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産機能等多面的機能を有しているため、その維持が図れる。																																											
	(3) 防災・減災効果等	防風・防潮機能の再生及び強化が図れる。																																											
	(4) 第三者の意見聴取	外部意見の聴取制度なし。																																											
	(5) コスト縮減の取組	なし。従来工法により施工する。																																											
	(6) 事業内容の先導性	事業内容はモデル的要素を含まない。また、他施策への関連がない。 本事業は、従来工法により実施する。																																											
Ⅲ 評価結果																																													
評価結果	判定	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。</td> </tr> </table>					A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。	【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。																																				
		A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。																																										
【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。																																													

## 事前評価調書

I 事業概要					
所管課	森林管理課		事業実施課	宮古農林水産振興センター農林水産整備課	
事業名	漁場保全の森づくり事業(海岸防災林造成)			予定工期	平成29年度～平成30年度(2年間)
地区名	比嘉その2	市町村名	宮古島市	事業主体	沖縄県
事業費	31,500 千円		補助率等	国 80%、県 20%	
整備数量	植栽工 0.27ha、防風工 640m				
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備		
	具体項目	(2)	自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備		
	具体施策	イ	森林の保全		
個別整備計画等の内容	うまんちゅの森づくり(沖縄県森林・林業アクションプラン) 第3章3-(1)多様で健全な森林の保全、第5章(1)-⑤-A				
事業概要	本事業は連年の台風等によって枯損・疎林化し、防風・防潮機能及び土砂災害防止機能が低下した当該保安林において、植栽工及び防風工を実施することにより、保安林の機能の回復、向上を図るものである。				
II 評価					
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	当該地区は、一部広葉樹があるものの、大部分が雑木(ギンネム)類やつる性植物の繁茂により、森林の機能が十分に発揮できていない。林帯の背後には農地(畑)や道路等の保全対象があり、また、保安林前面の海域は共同漁業権が指定され、付近にはモズク養殖の特区があることから、事業の必要性があると判断される。			
	(2) 効果	本事業の実施により、強風、潮風等から保安林背後の農地等を保全し、土砂の流出、飛散による漁場の汚染を軽減することで、農林水産業の振興が図られる。			
	(3) 地元の要望及び調整状況	宮古島市から保安林の指定同意と事業の施工同意を得ている。			
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。		
		【理由】 本事業により保安林の機能の強化を図り、農地や漁場等が保全される。また、地元の受け入れ体制も整っている。			
②事業の費用対効果等	費用対効果(1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要	
		風害軽減便益	37,742	風向きに対して直角方向に分布する森林が風害を抑制すると考えられることから、その延長分の防風ネットを建設する場合の建設費に代替させて評価する。 高潮や塩害等によって被害が予想される地域内の試算を評価し、被害率を勘案して被害軽減額を評価する。	
		合計	37,742	基準年: H28	評価期間: 100年
		総便益B	37,742	B/C	1.24
	総費用C	30,465			
	(2) 費用対効果未記載の理由	「漁場保全便益」については、『林野公共事業における事業評価マニュアル』により、定性的な評価としている。			
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。			
		【理由】 費用対効果の結果から、当該事業実施は妥当である。			

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="4">31,500 千円</td> </tr> </table>							H29	H30			工種区分	調査・設計	←→				工事	←→														総事業費(千円)		31,500 千円			
			H29	H30																																			
	工種区分	調査・設計	←→																																				
工事		←→																																					
総事業費(千円)		31,500 千円																																					
(2) 関係機関等との調整状況	事業実施について土地所有者である宮古島市と調整が済んでいる。																																						
判定	A		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																				
	【理由】 土地所有者の同意を得ている。																																						
④自然環境への配慮等 (加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	周辺植生を調査し、植栽樹種を選定している。 防風工には、循環資源である県産材を活用する。																																					
	(2) 多面的機能の維持等	森林は生物多様性、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源涵養、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、物質生産機能等多面的機能を有しているため、その維持が図れる。																																					
	(3) 防災・減災効果等	防風・防潮機能及び土砂流出防止機能の強化が図れる。																																					
	(4) 第三者の意見聴取	外部意見の聴取制度なし。																																					
	(5) コスト縮減の取組	なし。従来工法により施工する。																																					
	(6) 事業内容の先導性	事業内容はモデル的要素を含まない。また、他施策への関連がない。 本事業は従来工法により実施する。																																					
Ⅲ 評価結果																																							
評価結果	判定	A		A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。																																			
		【理由】 上記①～③の評価全てでA判定であることから、当該事業実施は妥当である。																																					

## 事前評価調書

I 事業概要					
所管課	森林管理課		事業実施課	八重山農林水産振興センター農林水産整備課	
事業名	漁場保全の森づくり事業(海岸防災林造成)			予定工期	平成29年度
地区名	伊原間地区	市町村名	石垣市	事業主体	沖縄県
事業費	19,500 千円		補助率等	国 80%、県 20%	
整備数量	植栽工 0.13ha、防風工296m				
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備		
	具体項目	(2)	自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備		
	具体施策	イ	森林の保全		
個別整備計画等の内容	うまんちゅの森づくり(沖縄県森林・林業アクションプラン) 第3章 3-(1)多様で健全な森林の保全、第5章 (1)-⑤-ア				
事業概要	連年の気象害により枯損・疎林化し、機能が低下した保安林において、植栽工及び防風工を実施することにより防風機能等の回復・向上及び漁場への土壌流出の軽減を図る。				
II 評価					
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	本事業箇所は、伊野田漁港の北側の海岸に隣接する保安林である。連年の気象害により林帯が劣化している事から、防潮防風機能は低下しており、劣化が進み林帯が減少すると土壌が海へ流出する可能性もある事から、事業の必要性は高いと判断される。			
	(2) 効果	本事業の実施により、強風、潮風等から保安林背後の人家や公共施設等が保全され、地域住民の安全・安心な居住環境の形成が図られるとともに、土砂の流出、飛散による漁場の汚染を軽減することで、農林水産業の振興が図られる。			
	(3) 地元の要望及び調整状況	土地所有者である石垣市の同意を得ている。また、伊原間地区に対しても事業概要を説明し理解を得ている。			
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】 本事業により、保安林の防風・防潮機能及び土砂流出防止の強化が図られ、背後の公民館、消防出張所、道路、人家及び漁場等が保全される。また、地元の受入体制も整っている。		
②事業の費用対効果等	費用対効果(1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要	
		風害軽減便益	34,513	風向きに対して直角方向に分布する森林が風害を抑制すると考えられることからその延長分の防風ネットを建設する場合の建設費に代替させて評価する。	
		合計	34,513	基準年:H28	評価期間:100年
		総便益B	34,513	B/C	1.78
	総費用C	19,394			
費用対効果未記載の理由	「漁場保全便益」については、『林野公共事業における事業評価マニュアル』により、定性的な評価としている。				
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 費用対効果結果から当該事業実施は妥当である。			

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>測量設計</td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">19,500 千円</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	測量設計	↔					工事	↔																	総事業費(千円)		19,500 千円				
			H29	H30	H31	H32	H33																																						
	工種区分	測量設計	↔																																										
工事		↔																																											
総事業費(千円)		19,500 千円																																											
(2) 関係機関等との調整状況	事業の実施について石垣市と調整が済んでいる。																																												
判定	<p><b>A</b> A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 地元への事業説明や土地所有者の同意を得る等、事業実行に必要な調整が済んでいる。</p>																																												
④自然環境への配慮等(加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	周辺植生を調査し、植栽樹種を選定している。 防風工には、循環資源である県産材を活用する。																																											
	(2) 多面的機能の維持等	森林は、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源涵養、快適環境形成、保険・レクリエーション、文化、物質生産機能等多面的機能を有しているため、その維持が図られる。																																											
	(3) 防災・減災効果等	防風・防潮機能及び土砂流出防止機能の強化が図れる。																																											
	(4) 第三者の意見聴取	外部意見の聴取制度なし。																																											
	(5) コスト縮減の取組	なし。従来工法により施工する。																																											
	(6) 事業内容の先導性	事業内容はモデル的要素を含まない。また、他施策への関連がない。 本事業は、従来工法により実施する。																																											
Ⅲ 評価結果																																													
評価結果	判定	<p><b>A</b> A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。</p>																																											
		<p>【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。</p>																																											



## 事前評価調書

I 事業概要						
所管課	森林管理課		事業実施課	八重山農林水産振興センター農林水産整備課		
事業名	漁場保全の森づくり事業(海岸防災林造成)			予定工期	平成29年度	
地区名	野底地区	市町村名	石垣市	事業主体	沖縄県	
事業費	12,500 千円		補助率等	国 80%、県 20%		
整備数量	植栽工 0.09ha、防風工 183m					
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備			
	具体項目	(2)	自然環境に配慮した森林・林業の基盤整備			
	具体施策	イ	森林の保全			
個別整備計画等の内容	うまんちゅの森づくり(沖縄県森林・林業アクションプラン) 第3章 3-(1)多様で健全な森林の保全、第5章 (1)-⑤-ア					
事業概要	連年の気象害により枯損・疎林化し、機能が低下した保安林において、植栽工及び防風工を実施することにより防風機能等の回復・向上及び漁場への土壌流出の軽減を図る。					
II 評価						
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	本事業箇所は、船越漁港の南西側にある野底小学校沿いを流れる西浜川に隣接した河口に位置する林帯である。連年の気象害により林帯が劣化している事から、防潮防風機能は低下しており、劣化が進み林帯が減少すると土壌が海へ流出する可能性もある事から、事業の必要性は高いと判断される。				
	(2) 効果	本事業の実施により、強風、潮風等から保安林背後の民家及び公共施設等が保全され地域住民の安全・安心な居住環境の形成が図られると共に、土砂の流出、飛散による漁場の汚染を軽減することで、農林水産業の振興が図られる。				
	(3) 地元の要望及び調整状況	土地所有者である石垣市から保安林の指定及び施工同意を得ており、野底地区に対しても事業概要を説明し理解を得ている。				
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。			
		【理由】 本事業により、保安林の防風・防潮機能の強化が図られ、背後の道路、人家、漁場等が保全される。また、地元の受入体制も整っている。				
②事業の費用対効果等	費用対効果(1)(単位:千円)	効果項目	効果額	概要		
		風害軽減便益	22,188	風向きに対して直角方向に分布する森林が風害を抑制すると考えられることからその延長分の防風ネットを建設する場合の建設費に代替させて評価する。		
		合計	22,188	基準年:H28	評価期間:100年	
		総便益B	22,188	B/C	1.18	計算式 22,188/18,778=1.18
	総費用C	18,778				
	(2) 費用対効果未記載の理由	「漁場保全便益」については、『林野公共事業における事業評価マニュアル』により、定性的な評価としている。				
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。				
		【理由】 費用対効果結果から当該事業実施は妥当である。				

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>測量設計</td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>↔</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">12,500 千円</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	測量設計	↔					工事	↔																	総事業費(千円)		12,500 千円				
			H29	H30	H31	H32	H33																																						
	工種区分	測量設計	↔																																										
工事		↔																																											
総事業費(千円)		12,500 千円																																											
(2) 関係機関等との調整状況	事業の実施について石垣市と調整が済んでいる。																																												
判定	<p style="text-align: center;"><b>A</b></p> <p>A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 事業実行に必要な調整が全て済んでいる。</p>																																												
④自然環境への配慮等 (加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	周辺植生を調査し、植栽樹種を選定している。防風工には、循環資源である県産材を活用する。																																											
	(2) 多面的機能の維持等	森林は、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、土壌保全、水源涵養、快適環境形成、保険・レクリエーション、文化、物質生産機能等多面的機能を有しているため、その維持が図られる。																																											
	(3) 防災・減災効果等	防風・防潮機能及び土砂流出防止機能の強化が図れる。																																											
	(4) 第三者の意見聴取	外部意見の聴取制度なし。																																											
	(5) コスト縮減の取組	なし。従来工法により施工する。																																											
	(6) 事業内容の先導性	事業内容はモデル的要素を含まない。また、他施策への関連がない。本事業は、従来工法により実施する。																																											
Ⅲ 評価結果																																													
評価結果	判定	<p style="text-align: center;"><b>A</b></p> <p>A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。</p> <p>【理由】 上記①～③の評価で全てA判定であることから当該事業実施は妥当である。</p>																																											